

## 数理学府における障害のある学生に対する入学後の 修学支援の流れについて

### 1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談する。相談を受けたキャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室は、学生と面接を実施する。なお、学生との面接を実施した者を、以下、「面接対応者」という。

### 2. 数理学府における合理的配慮の協議

合理的配慮要望書を受理した数理学府長（以下、学府長という。）は、指導教員等（指導教員のほか必要に応じて関係教員を加えることができる。以下に同じ。）へ要望内容を通知する。

指導教員等並びに理学部等事務部学生支援係は、合理的配慮の協議に必要な当該学生に関する基礎情報、及び留意事項等を共有するため、キャンパスライフ・健康支援センター（面接対応者等）に必要に応じ相談する。その上で、合理的配慮要望書の外、これらの基礎情報等を基に指導教員等は、学府における合理的配慮の内容について協議する。

なお、授業科目・試験等に関する合理的配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施するものとする。

学府長は、指導教員等が協議した合理的配慮内容について、教務委員会へ審議を依頼する。教務委員会より審議結果の報告を受けた学府長は合理的配慮内容を決定し、学府運営委員会及び教授会へ報告する。

また、合理的配慮の協議において、下記の事項についても留意する。

- ・数理学府のみでの対応が困難な事案については障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。
- ・合理的配慮要望書を提出した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学府学生担当係と情報共有に努める。

### 3. 合理的配慮内容の通知

学府長は、決定した合理的配慮内容について、学府長名義で「授業・試験・生活等に関する合理的配慮について」により、合理的配慮の内容を作成するとともに指導教員等へ通知し、合理的配慮を依頼する。また、併せて、当該学生へも合理的配慮内容を通知する。

### 4. 合理的配慮の実施

当該学生から支援にあたり各授業科目、または支援内容について相談・要望等があった場合は、指導教員等を中心に個別に対応していく。

指導教員等は、合理的配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、学府長もしくは理学部等事務部と協議する。

## 5. 不服申立

学生は、学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

## 6. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又はその他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ 合理的配慮の検討、実施にあたっては、適宜、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談するものとする。

＜数理学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞

